

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		25,617	2,333,725,098
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		726	21,565,497
債 務 控 除 額		14,566	173,986,549
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		3,162	12,944,397
課 税 価 格		25,686	2,194,248,442
相 続 税 額	算 出 税 額	25,394	449,593,586
	2 割 加 算 額	3,387	13,566,727
	計	25,394	463,160,312
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	1,200	1,036,363
	配 偶 者	3,939	74,998,946
	未 成 年 者	257	76,841
	障 害 者	723	884,928
	相 次 相 続	968	3,047,676
	外 国 税 額	8	431,306
	計	6,661	80,476,061
差 引 税 額		22,068	382,684,251
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		259	1,559,175
小 計		22,028	381,125,078
農 地 等 納 税 猶 予 額		481	8,845,582
株 式 等 納 税 猶 予 額		17	367,616
山 林 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	21,884	372,177,436
	還 付 税 額	101	265,556
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		9,314	735,320,000

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 21 年 分	22,297	1,680,880,538	273,075,691	68,814,161	19,072	190,863,904	88	280,785	7,899
平成 22 年 分	23,494	1,722,270,886	263,432,171	65,601,540	20,040	185,222,600	116	323,003	8,379
平成 23 年 分	24,216	1,763,099,417	270,728,477	69,642,717	20,595	188,339,410	104	259,537	8,703
平成 24 年 分	24,239	1,819,585,169	296,032,751	71,566,506	20,675	214,118,522	100	221,206	8,858
平成 25 年 分	25,686	2,194,248,442	463,160,312	80,476,061	21,884	372,177,436	101	265,556	9,314

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
大津	293	18,222,500	238	1,349,304	111
彦根	131	7,347,416	113	468,423	46
長浜	102	5,236,240	90	318,710	36
近江八幡	136	6,851,545	113	336,702	52
草津	296	54,102,750	233	15,673,188	111
水口	64	3,805,387	49	251,812	26
今津	27	1,693,251	24	143,096	11
滋賀県計	1,049	97,259,089	860	18,541,234	393
上京	436	38,559,931	375	5,399,404	158
左京	444	274,845,330	382	132,437,889	154
中京	201	13,777,538	180	1,982,971	72
東山	248	22,770,480	206	2,764,294	94
下京	272	16,996,463	232	1,596,194	96
右京	699	51,705,774	590	5,376,510	256
伏見	297	19,766,954	251	1,573,766	105
福知山	85	5,242,919	77	521,878	33
舞鶴	65	4,200,344	55	352,604	27
宇治	504	30,382,820	423	2,629,400	178
宮津	19	1,539,840	16	183,708	8
園部	111	9,908,127	98	1,457,683	37
峰山	45	4,457,882	40	551,684	18
京都府計	3,426	494,154,402	2,925	156,827,986	1,236
大阪福島	107	6,264,030	90	518,864	39
西港	149	10,527,649	138	1,538,075	44
天王寺	112	7,581,691	103	787,085	47
浪速	75	5,718,759	66	603,919	30
西淀川	52	2,508,730	43	107,165	19
東成	105	6,803,790	90	600,361	40
生野	179	12,836,674	158	1,484,830	54
旭	224	14,204,377	194	1,488,309	83
城東	321	19,862,653	269	1,795,641	107
阿倍野	258	24,953,020	221	3,995,552	90
住吉	283	23,335,687	242	3,294,697	109
東住吉	444	33,171,127	386	3,898,073	155
西成	86	7,260,845	74	1,627,601	29
東淀川	296	26,836,047	259	3,894,396	110
北	63	5,168,436	58	656,119	25
大淀	63	4,501,534	53	346,774	23
東	91	8,191,303	82	1,233,002	33
南	113	9,471,994	102	1,475,722	40
堺	1,039	77,795,441	883	9,985,812	379
岸和田	373	23,941,314	303	2,386,632	131
豊能	1,128	99,591,698	988	14,764,859	404
吹田	640	54,232,849	568	6,651,603	233
泉大津	350	24,915,427	295	2,599,291	114
枚方	839	55,187,460	703	5,031,686	317
茨木	937	61,412,162	812	5,944,458	328
八尾	678	50,044,369	559	5,933,958	240
泉佐野	252	14,064,114	209	843,439	95
富田	618	43,043,712	515	4,240,842	221
門真	518	39,394,261	456	5,254,247	185
東大阪	611	48,924,338	530	6,276,704	209
大阪府計	11,120	829,552,766	9,545	99,990,191	3,972
灘	255	16,616,279	218	1,539,049	91
兵庫	443	30,436,907	383	3,219,519	165
長田	114	7,022,261	99	652,746	42

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
須磨	467	31,171,914	392	2,867,654	183
神戸	174	14,983,694	151	3,132,719	66
姫路	818	49,009,139	672	4,037,158	300
尼崎	449	34,955,060	399	3,898,237	160
明石	467	28,081,852	395	2,113,198	169
西宮	1,317	114,229,030	1,156	18,808,405	467
洲本	165	8,902,597	147	585,301	61
芦屋	766	128,675,192	660	26,072,162	275
伊丹	518	42,906,957	428	5,410,406	190
相生	136	7,071,222	108	495,189	48
豊岡	90	7,296,582	71	489,450	34
加古川	424	24,540,613	359	1,877,243	156
龍野	116	6,759,845	94	468,156	44
西脇	48	3,061,411	40	260,935	18
三木	109	8,452,141	86	911,377	37
社	125	8,143,990	108	1,086,505	38
和田山	16	1,156,035	15	123,586	7
柏原	51	3,740,173	45	358,567	22
兵庫県計	7,068	577,212,894	6,026	78,407,561	2,573
奈良	1,122	78,266,643	941	8,321,639	438
葛城	604	37,667,771	482	3,212,289	215
桜井	167	8,597,754	148	440,253	63
吉野	63	3,925,909	51	283,307	23
奈良県計	1,956	128,458,077	1,622	12,257,487	739
和歌山	529	34,658,956	451	3,182,549	201
海南	87	4,785,927	70	370,749	29
御坊	81	4,379,714	69	322,182	28
田辺	105	7,025,377	83	617,238	38
新宮	60	2,944,995	54	352,338	19
粉河	154	9,752,784	135	636,185	62
湯浅	51	4,063,461	44	671,738	24
和歌山県計	1,067	67,611,214	906	6,152,977	401
総計	25,686	2,194,248,442	21,884	372,177,436	9,314

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	25,693	2,192,122,694	21,884	372,001,857	9,314
	修正申告による増差額	376	3,880,277	639	609,623	315
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	174	△ 1,754,529	247	△ 434,045	116
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 25,686	2,194,248,442	実 21,884	372,177,436	実 9,314
過 年 分	申 告 額	728	32,216,604	645	2,443,430	361
	修正申告による増差額	3,637	54,402,595	4,977	11,353,102	2,084
	更正による増差額	21	2,516,631	27	549,432	15
	更正等による減差額	980	△ 14,465,244	1,263	△ 3,902,427	595
	決 定 額	8	383,728	8	66,283	6
	計	実 5,311	75,054,314	実 6,804	10,509,820	実 2,679
合 計	申 告 額	26,421	2,224,339,298	22,529	374,445,287	9,675
	修正申告による増差額	4,013	58,282,872	5,616	11,962,725	2,399
	更正による増差額	21	2,516,631	27	549,432	15
	更正等による減差額	1,154	△ 16,219,773	1,510	△ 4,336,472	711
	決 定 額	8	383,728	8	66,283	6
	計	実 30,997	2,269,302,756	実 28,688	382,687,256	実 11,993

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	5	972	110	21,903	-	-
過 年 分	3,334	934,847	613	178,555	173	409,401
合 計	3,339	935,819	723	200,457	173	409,401

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	2,378	199,175,920	4,024,127	967,607	3,153,912	5,318
1 億円超	4,390	607,775,656	5,620,000	4,475,169	28,693,498	13,143
2 "	1,280	309,764,200	3,806,258	2,144,362	30,182,572	4,206
3 "	799	303,647,101	2,672,359	2,371,890	44,280,454	2,691
5 "	229	132,669,251	2,027,294	864,128	24,618,870	803
7 "	122	100,096,239	592,439	542,087	23,142,275	401
10 "	88	115,245,553	1,594,093	669,395	31,385,380	308
20 "	12	27,683,555	853,735	24,861	7,191,196	40
30 "	10	37,564,591	81,395	680,772	14,419,016	32
50 "	1	5,626,778	-	-	1,288,514	4
70 "	1	7,778,122	-	-	4,574,473	1
100 "	4	345,095,728	218,325	176,540	159,071,697	15
合計	9,314	2,192,122,694	21,490,026	12,916,812	372,001,857	26,962

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	31	534	872	724	217	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	22	379	1,077	1,607	953	225	79	23	14	5	6	-
2 "	9	88	254	460	310	84	30	14	16	1	6	8
3 "	2	50	139	294	206	65	21	9	3	3	1	6
5 "	-	7	41	79	62	27	8	2	-	-	2	1
7 "	-	5	20	49	32	15	1	-	-	-	-	-
10 "	-	4	15	34	20	11	1	-	1	1	-	1
20 "	-	-	3	3	5	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	1	3	1	3	2	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-
合計	64	1,069	2,424	3,253	1,810	431	140	48	34	10	15	16

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 1,973	千円 86,501,074
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,602	36,591,129
	宅地（借地権を含む。）	8,499	540,784,673
	山林	1,598	6,820,980
	その他の土地	1,822	55,667,784
	計	実 8,625	726,365,639
家屋、構築物		8,226	107,999,162
事業（農業） 用財産	機械器具、農具、じゅう器、備品	967	2,440,134
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	151	626,992
	売掛金	263	1,102,819
	その他の財産	617	5,176,263
	計	実 1,400	9,346,208
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,536	86,598,502
	同上以外の株式及び出資	6,118	334,607,521
	公債及び社債	2,002	47,521,506
	投資・貸付信託受益証券	3,852	99,254,830
	計	実 7,426	567,982,359
現金、預貯金等		9,284	681,543,383
家庭用財産		5,867	3,070,754
その他の財産	生命保険金等	2,907	87,152,931
	退職手当金等	584	25,024,037
	立木	274	487,238
	その他の	7,791	122,400,992
	計	実 8,170	235,065,198
合計		実 9,307	2,331,372,703
相続時精算課税適用財産価額		546	21,490,026
債務等	債務	8,133	153,516,826
	葬式費用	9,040	20,140,021
	計	実 9,219	173,656,846
差引純資産価額		9,314	2,179,205,882
暦年課税分贈与財産価額		1,718	12,916,812
課税価格		9,314	2,192,122,694

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。